❖「訪問看護ステーションこまちの里」 について

訪問看護ステーションこまちの里で は、病気や障がいを持った方が、住み慣 れた地域やご家庭で、その人らしく安心 して療養生活を送れるように支援しま す。看護師が生活の場へ訪問して、症状 にあった看護ケアを提供し、自立への援 助を促します。利用者の状態の変化に迅 速に対応できるよう、24時間365日体制 で緊急訪問や医療連携を行っています。

スタッフ一同、利用者やご家族に「心 のこもったケア | を提供できるよう努め ていきます。

訪問看護に関するお問い合わせは、下 記までご相談ください。

- ❸公立小野町地方綜合病院 地域連携室 **2**72-3181
- ●訪問看護ステーションこまちの里
- **2**72-3313



ください。 ※受付日に提出できない

個健康福祉課 **7**72 - 6934 してください 健康福祉課まで必ず提出 合は、8月31日 必までに

び

時

まで

談日は、

原則として毎週火

手当の受給者には個別に 午前9時から午後5時まで 提出して 必要 場 者の まで~ 強化週間 め 1, ~9月5日 月 やがらせなど、 法務省人権擁護局と全国 玉 人権あんしん相談 斉「高齢者・ から11日

書類を確認の上、

通知していますので、

◇その他

>受付場所

健康福祉課

8月

18日本

19

日

な人権問題の解決を図るた 障がい者の抱えるさまざま 体的・心理的虐待や差別、 、権擁護委員連合会は、 法務局職員が応じ、 電話相談を実施します。 相談は人権擁護委員およ 高齢者・ 秘密 身

> 気軽にご相談ください。 は固く守られますの で、

障害

の日 おいても、 ださい。 応じていますのでご利用く ら午後5時15分まで相談に (出・田・観を除く)に 午前8時30分か

んしん相談】 【高齢者・ 障害者の 人権

あ

◇ と き

倒まで 午前8 9月5日 時30分から午後7 倒から9 月 11 H

なお強化週間の期間以外 お

(H)

別照会(相談)は、 約制」となっています。 税務署での面接による個 「事前予 相

よび財産評価 郡山税務署からのお知らせ 続税・贈与税・譲渡所得お 」に関する相

☎ 0 5 7 0 − 0 0 3 − 1 1 0 ※9月 午前10時から午後5時まで 10 日 ± 11 \mathbb{H} (H) は

4

圓郡山稅務署

の上、 相談内容などをお伺いしま b 予約の際には、住所・氏名 かじめ電話などでご予約 お越しください。ご

※音声案内に従って「2」を **2**024 − 935 −

◇町税等納期のご案内◇

納期限 税(2期) 康 保 (2期) 料(2期) (**7**k)

- ※口座振替の方は納期限の前日までに口座残 高の確認をお願いします。
- ※町県民税と国民健康保険税はコンビニエン スストアでも納付できます。(金額が30万 円を超えたり、納期限後30日を経過した納 付書は使用できません)
- ※口座振替は指定の口座から納期限日に自動 的に振り替えて納付できる制度です。ぜひ ご利用ください。

あ

曜